

平成 23 年度地方税法改正法案に係る法的手当

平成 23 年度地方税法改正法案の構造

税制抜本改革の一環をなす改正

個人所得課税

- ⑤ 給与所得控除の上限設定
 - ⑤ 特定支出控除の見直し
 - ・ 個人住民税における成年扶養控除(33万円)の縮減(低所得者・障害者等は存続)
 - ⑤ 短期勤務の役員退職金課税の見直し
 - ・ 個人住民税における退職所得の10%税額控除の廃止
- 所得税の改正が自動影響
⇒ 所得税の改正が自動影響

法人課税

- ⑤ 実効税率を5%引下げ(法人税率30%→25.5%)
 - ⑤ 課税ベースの拡大等
 - ・ 減価償却の見直し
 - ・ 欠損金繰越控除の見直し 等
 - ⑤ 中小法人に対する軽減税率の引下げ(18%→15%)
 - ⑤ 中小企業関係租特の見直し
- 法人税の改正が自動影響
(地方法人課税の税収は中立)

※法人実効税率の引下げと課税ベースの拡大に伴う都道府県と市町村の増減収を調整するため、道府県たばこ税の一部を市町村たばこ税に移譲

※地球温暖化対策のための税の導入(石油石炭税の税率の上乗せ)については、「地方財源を確保・充実する仕組みについて、平成24年度実施に向けた成案を得るべく更に検討」(平成23年度税制改正大綱)

政策税制の拡充等

- ・ 雇用促進税制等政策税制の拡充
- ・ 寄附金税制の拡充
 - ・ 認定NPO以外のNPO法人への寄附金であっても、地方団体が条例において個別に指定することにより個人住民税寄附金税額控除の対象とする措置
 - ・ 個人住民税寄附金税額控除の適用下限額の引下げ(5,000円→2,000円)
- ・ 航空機燃料譲与税の譲与割合の引上げ(航空機燃料税の税率引下げに伴う地方の減収を生じさせないための措置)
- ・ 国税の見直しにあわせて更正の請求期間の延長等

- ・ 租税罰則の見直し
 - ・ 国税の見直し内容(平成22年度改正、平成23年度改正)にあわせて所要の罰則の見直し

税負担軽減措置等

〈単純延長〉

- ・ 心身障害者を多数雇用する事業所に係る不動産取得税の軽減
- ・ 協定銀行が破綻金融機関等の事業の譲受けにより取得する不動産に係る非課税 等

〈縮減の上延長〉

- ・ 肉用牛の売却による農業所得の課税の特例
- ・ 鉄道事業者等が取得した新規製造車両に係る特例
- ・ Jリート・SPCに係る課税標準の特例 等

〈拡充の上延長〉

- ・ 都市再生特別措置法に規定する認定事業者が取得する不動産に係る特例 等

- 現在国会で審議中の平成23年度地方税法改正法案(地方税法等の一部を改正する法律案)を修正し、存置する法律案

経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための地方税法等の一部を改正する法律案

- 別途の新たな法律案として国会に提出

現下の厳しい経済状況及び雇用情勢に対応して税制の整備を図るための地方税法等の一部を改正する法律案

※ 本年3月末期限となっている措置については、つなぎ法により6月末まで単純延長されている。